

木造耐震改修設計、耐震改修、除却工事の相談チェック表

提出書類一覧

- ①茨木市木造住宅耐震改修等補助金交付申請書（様式第1号）
- ②位置図（申請地が確認できる住宅地図等）
- ③平成12年5月31日以前（除却は昭和56年5月31日以前）に法第6条第1項の規定による建築主事の確認を受けて建築したことを証明できる資料
 - ・ 建築確認済証の写し
 - ・ 建築計画概要書の写し…審査指導課（南館5F）
 - ・ 検査済証の写し
 - ・ その他（ ）
- ④建築物の所有者、建築年等が分かる書類 ※所有者が複数の場合は、登記事項証明書に限る
 - ・ 登記事項証明書の写し（家屋）…大阪法務局北大阪支局
 - ・ 固定資産税納税通知書（表紙・家屋の写し）…資産税課より毎年5月に送付
 - ・ 名寄帳 …資産税課（本館2F）
 - ・ 固定資産・家屋評価証明書（建築年が記載されたものに限る）…市民税課（本館2F）※上記書類に記載の所有者氏名、住所等が現時点と異なる場合
 - 住民票、戸籍の附票等
- ⑤市・府民税（所得・課税）証明書 ※5月までの申請は前年度
※耐震改修工事等 60万円を適用する場合（世帯の合計所得金額が2,568,000円以下の場合）
 - 市・府民税（所得・課税）証明書（世帯全員）…市民税課
 - 住民票（世帯全員の記載があるもの）…市民課（本館1F）
- ⑥工事前の耐震性を確認するもの
 - ・ 工事前の耐震診断結果報告書の写し一式
 - ・ 誰でもできるわが家の耐震診断の結果（除却を行う場合のみ）
- ⑦耐震改修工事に係る計画が分かる図書（改修計画書）（耐震改修工事のみ申請する場合）
- ⑧見積書（申請者宛てのもの）
 - ・ 耐震改修設計及び耐震改修工事の場合、設計費が分かるもの
 - ・ 耐震改修工事又は除却工事の場合、工事費が分かるもの
- ⑨一級、二級又は木造建築士の免許の写し
- ⑩診断講習会受講修了証の写し（H24年度以降に限る）
 - ・ （公社）大阪府建築士会主催の診断講習会受講修了証の写し
 - ・ （一財）日本建築防災協会主催の診断講習会受講修了証の写し
- ⑪同意書（建物所有者と居住者が異なる場合、所有者が複数人の場合）
- ⑫その他（暴力団誓約書）

誰でもできるわが家の耐震診断の結果で除却を行う場合を除く

補助金交付要件

- 当該建築物は、平成12年5月31日以前（除却工事は昭和56年5月31日以前）に建築確認を受け建てられたものである。
- 当該建築物は、木造住宅（長屋、併用住宅及び共同住宅）である。
- 当該建築物は、建築確認済証又は検査済証を取得している。
- 建物所有者と居住者が異なる場合、所有者が複数人の場合は同意書が必要である。

備考

- 除却工事の場合、建替え予定 有 ・ 無
- 耐震改修工事・除却工事前の申請である
- 代理受領制度の利用 有 ・ 無

茨木市木造住宅耐震改修等補助金交付申請書の記入方法

注1)補助金交付申請書のご記入にあたり、特に以下の項目にご注意ください。

申請書(記入例)

様式第1号(第8関係)

(申請先) 茨木市長

年 月 日

住所 茨木市駅前三丁目8番
氏名 茨木 太郎
電話番号 (072) 622-8121

茨木市木造住宅耐震改修等補助金交付申請書

茨木市木造住宅耐震改修等補助金の交付を次のとおり申請します。

建築物の名称	茨木邸		
建築物の住所	茨木市駅前三丁目8番		
所在地	地番	茨木市駅前100-1	
建築物の所有者	住所	茨木市駅前三丁目8番	
	氏名	茨木 太郎、 茨木 花子	
用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅(戸) <input type="checkbox"/> 長屋住宅(戸) <input type="checkbox"/> その他()		
構造	<input type="checkbox"/> 木造		
規模	地上階	建築面積 m ²	延べ面積 m ²
	地下階		
補助対象事業	<input type="checkbox"/> 耐震改修設計・耐震改修工事(賃貸住宅を除く) <input type="checkbox"/> 耐震改修工事 <input type="checkbox"/> 除却工事		
改修設計費	円	改修・除却工事費	円
補助申請額	←		
補助金の受領	<input type="checkbox"/> 申請者が受領 <input type="checkbox"/> 耐震事業者が代理受領予定		受付
建築年月日	←		
備考	←		

元号で申請日を記入して下さい。

申請者は原則、建物の所有者です。

自署の場合は押印不要です。
印鑑は認印で結構です。(シャチハタは不可)
※その後の手続きにも同じ印をしますので紛失等ご注意ください。

名字+邸

建物所有者が複数の場合、全員分記入してください。

建物用途は該当するものに☑を付けてください。

建物階数、建築面積、延べ面積をご記入ください。建築確認申請書、検査済書を参考にしてください。
(※上記のものがなければ家屋登記面積等を参考に延べ面積のみご記入ください。)

建物所有者の課税所得が
5,070,000円未満の場合
上限400,000円
建物所有者の世帯全員の合計所得が
2,568,000円以下の場合
上限600,000円

設計+改修で申請する場合は、設計補助金額(※1)と合算して記入して下さい。

※1 耐震改修設計に要する費用
(耐震診断費用、工事管理費を除く)の10分の7
上限 100,000円(一棟あたり)

補助金の受領方法について、希望するほうに☑を付けてください。

備考欄には、建築確認済証や建築確認概要書があれば建築年月日を確認して記入してください。

平成12年5月31日(除却の場合は昭和56年5月31日)以前に建築されたことを確認するものですから固定資産税の納税通知書、建物の登記事項証明書をご記入ください。(新築分のみ)

※記入ミスの場合は、二重線で訂正し、その上に訂正印を押してください。
訂正印は申請書の印鑑と同じものでおねがいします。

※除却等で、家の固定電話が繋がりにくくなる場合は、携帯番号をご記入ください。

別記様式（第3関係）

誓約書

令和 年 月 日

（あて先）茨木市長

住所

氏名

（法人その他の団体にあつては、所在地、
名称及び代表者の氏名）

生年月日 年 月 日

性別

私は、次の事項について誓約します。

なお、この誓約の内容に関して必要な場合には、自己の法人その他の団体の役員等の住所、氏名、生年月日及び性別を記載した名簿を本人の同意の上、提出するとともに、大阪府茨木警察署に照会することを承諾します。

自己又は自己の法人その他の団体及びその役員等は、次のいずれにも該当するものではありません。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団密接関係者

上記の(1)から(3)までに該当するものがあつた場合は、茨木市事務事業からの暴力団の排除に関する要綱第5第1項に基づく措置を受けることを承諾します。

※ この様式に記載された個人情報は、暴力団を排除する目的以外には使用しません。

茨木市暴力団排除条例 (抜粋)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号及び第4条第1項において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして規則で定める者をいう。
- (4)～(6) (略)

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (抜粋)

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) (略)
- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (3)～(5) (略)
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (7)・(8) (略)

茨木市暴力団排除条例施行規則 (抜粋)

(暴力団密接関係者)

第3条 条例第2条第3号の規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（ウにおいて「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同様以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者